

福岡市立こども病院の移転に関する小児 2 次医療連絡協議会規約  
(案)

(目的)

第 1 条 福岡市立こども病院（以下、「こども病院」という。）移転後の本市西部地区における小児 2 次医療提供体制の確保を図るため、福岡市立こども病院の移転に関する小児 2 次医療連絡協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、第 1 条に掲げる目的達成のために必要な次の事項を行う。

- (1) こども病院移転により本市西部地区における小児 2 次医療提供体制が受ける影響の予測
- (2) 上記予測に基づき、本市西部地区における小児 2 次医療提供体制の確保策の検討
- (3) 上記対策実施にあたって、各委員の所属する機関・団体が行うべき対応策とその連携のあり方の検討

(組織)

第 3 条 協議会は別表に掲げる委員をもって組織し、委員は市長が委嘱する。  
2 協議会の設置期間及び委員の任期は新しいこども病院が開設する年度の年度末までとする。

(委員長)

第 4 条 協議会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。  
2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。  
3 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、委員長が招集する。

- 2 協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(部会)

第6条 協議会は、特定の問題を調査審議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会の委員は委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福岡市保健福祉局において処理する。

(委任)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規約は、平成20年9月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年6月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年9月3日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年11月4日から施行する。

別表

所 属	役 職
独立行政法人国立病院機構 九州医療センター	院長
国家公務員共済組合連合会 浜の町病院	院長
地方独立行政法人福岡市立病院機構 福岡市立こども病院・感染症センター	院長
福岡市医師会	会長
福岡大学病院	病院長
福岡地区小児科医会	会長
福岡市保健福祉局	理事